

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和六年一月十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十月二十日奈良県指令郡土第二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月二十一日郡土第六七四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町一二九〇番三、一二九一番二、一二九一番四、一二九一番五、一二九二番一及び一二九三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区南森町一丁目四番一九号

株式会社グレイス 代表取締役 大串恵子